

事 務 連 絡
令和 6 年 7 月 26 日

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課

令和 6 年度厚生労働省委託事業

「地域の在宅医療の体制整備に向けた調査・連携支援事業」における
在宅医療の体制整備に関する相談窓口の設置について

平素より厚生労働行政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
第 8 次医療計画にて、各都道府県において「在宅医療に必要な連携を担う拠点（以下「拠点」という。）」を医療計画に位置付けることとしたところ、厚生労働省では、各都道府県が進める拠点の整備や運用に関する取組を支援するため、在宅医療の体制整備・多職種連携等に関する支援パッケージを開発し活用することで、課題を抱える都道府県への伴走支援等を実施し、地域における在宅医療提供体制の充実を図ることを目的に、令和 6 年度厚生労働省委託事業「地域の在宅医療の体制整備に向けた調査・連携支援事業（以下「本事業」という。）」を実施いたします。

本事業において、拠点の整備・運営にお役立ていただくため、別紙のとおり、都道府県、拠点、医療機関等から在宅医療の体制整備に関する相談を受け付ける窓口を設置いたしました。

つきましては、貴部（局）におかれては、本事業について御了知の上、積極的にご活用いただくとともに、拠点を担う市町村、保健所、医師会等関係団体等及び管下の医療機関等に周知いただきますようお願い申し上げます。

令和 6 年 7 月吉日

在宅医療に必要な連携を担う拠点の
整備・運営に関わる皆様

有限責任監査法人トーマツ

在宅医療の体制整備に関する相談窓口の設置について

平素より大変お世話になっております。

令和 6 年度厚生労働省委託事業「地域の在宅医療の体制整備に向けた調査・連携支援事業」を受託している有限責任監査法人トーマツと申します。

本事業においては、各都道府県が進める拠点の整備や運用に関する取組を支援するため、在宅医療の体制整備・多職種連携等に関する支援パッケージを開発し活用することで、課題を抱える都道府県への伴走支援等を実施し、地域における在宅医療提供体制の充実を図ることとしております。

本事業の一環として、拠点の整備・運営にあたりお役立ていただくために、下記の要領にて在宅医療の体制整備に関する相談窓口を設置いたします。

拠点の整備・運営に関するお悩みを少しでも解決できればと考えておりますので、是非ご活用ください。

記

- 対象者：在宅医療に必要な連携を担う拠点の整備・運営に関わる皆様（都道府県、拠点、医療機関等）
- 実施期間：2024 年 7 月 26 日～2025 年 2 月 28 日
- 受付時間：平日 9 時から 17 時（年末年始を除く）
- 問い合わせ方法：E-mail または 電話
- お問い合わせ先（本事業受託事業者：有限責任監査法人トーマツ）
E-mail：zaitaku@tohatsu.co.jp
電話：080-3437-9196（携帯）

不在の場合は、メッセージを残していただきますようお願いいたします。担当者より、折り返しご連絡差し上げます。

なお、ご相談いただいた内容は、支援パッケージの開発を行ううえでの参考とさせていただき用途以外には使用しません。

以上